



安全データシート (SDS)

1. 製品及び会社情報

昭和化学株式会社
東京都中央区日本橋本町4-3-8

担当

TEL(03)3270-2701

FAX(03)3270-2720

緊急連絡 同上

改訂 平成29年04月04日

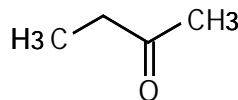
SDS整理番号 02103250

製品等のコード : 0210-3250、0210-3240、0210-3260、0210-4270、0210-5280

製品等の名称 : 2-ブタノン (メチルエチルケトン、MEK)

推奨用途 : 試薬

参考: その他の用途 (当該製品規格に限定されない一般的な用途。規格により用途は相違。)
硝酸セルロース及び各種合成樹脂、ラッカー用溶剤、ブナN用接着剤、
印刷インキ用、人造皮革、潤滑油精製用溶剤、加硫促進剤、中間物、洗浄剤、
硬化促進剤、化粧品原料 (爪化粧品) など



2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

自然発火性液体 : 区分外
自己発熱性化学品 : 区分外
金属腐食性物質 : 区分外

健康に対する有害性

急性毒性 (経口) : 区分5 【国連GHS分類】
急性毒性 (吸入: 蒸気) : 区分5 【国連GHS分類】
皮膚腐食性・刺激性 : 区分2
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : 区分2B

特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露) : 区分1 (中枢神経系)、
区分2 (腎臓)、
区分3 (気道刺激性)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露) : 区分1 (中枢神経系、末梢神経系)
吸引性呼吸器有害性 : 区分2

注意喚起語 : 危険

危険有害性情報

引火性の高い液体および蒸気
飲み込むと有害のおそれ (経口)
吸入すると有害のおそれ (蒸気)
皮膚刺激
眼刺激
中枢神経系の障害
腎臓の障害のおそれ
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系の障害
飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ

注意書き

【安全対策】

熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。
容器を密閉しておくこと。
容器を接地すること、アースをとること。

防爆型の電気機器、換気装置、照明機器などを使用すること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
ミスト、蒸気などを吸入しないこと。
取扱い後は、よく手を洗うこと。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。

【応急措置】

飲み込んだ場合：口をすすぐこと。無理して吐かせないこと。直ちに医師に連絡すること。
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。
皮膚を流水、シャワーで洗うこと。
眼に入った場合：水で15分以上注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。
気分が悪い時は医師に連絡すること。
皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。
眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。

【保管】

直射日光を避け、容器を密閉し換気の良い冷暗所に施錠して保管すること。

【廃棄】

内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

(注) 物理化学的危険性、健康に対する有害性、環境に対する有害性に関し、上記以外の項目は、現時点で「分類対象外」、「分類できない」又は「区分外」である。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品
化学名 : 2-ブタンオン
(別名) メチルエチルケトン、MEK、エチルメチルケトン、
ブタン-2-オン、1-メチルプロピオンアルデヒド
(英名) 2-Butanone (TSCA名称)、Methylethyl ketone、
Ethylmethyl ketone、Butan-2-one、
1-Methylpropionaldehyde、Butanone (EC名称)

成分及び含有量 : 2-ブタンオン、98.0%以上
化学式及び構造式 : CH₃CH₂COCH₃、C₄H₈O、構造式は上図参照(1ページ目)。
分子量 : 72.11
官報公示整理番号 化審法 : (2)-542
安衛法 : 公表化学物質(化審法番号を準用)

CAS No. : 78-93-3
EC No. : 201-159-0
韓国(化評法、化管法) : KE-24094、事故警戒物質「Methyl ethyl ketone」
登録対象既存化学物質「Methyl ethyl ketone」
中国：危険化学品目録(2015版)：登録済み No.236、「2-ブタンオン」
危険有害成分 : 2-ブタンオン
・労働安全衛生法 通知対象物 政令番号 570
表示対象物 政令番号 570
危険物・引火性の物
有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等
作業環境測定基準、作業環境評価基準
・毒物劇物取締法 劇物「メチルエチルケトン」
・消防法 危険物第4類引火性液体 第一石油類 非水溶性

4. 応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。
気分が悪い時は、医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合 : 直ちに、汚染された衣類、靴などを脱ぐ。
皮膚を速やかに多量の水と石鹸で洗う。
皮膚刺激などが生じた時は医師の手当てを受ける。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯する。
目に入った場合 : 直ちに、水で15分以上注意深く洗う。その際、顔を横に向けてから
ゆっくり水を流す。水道の場合、弱い流れの水で洗う。

まぶたを親指と人さし指で広げ眼を全方向に動かし、眼球、まぶたの
隅々まで水がよく行き渡るように洗浄する。
次に、コンタクトレンズを着用していて固着していなければ除去し、
洗浄を続ける。
眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、治療を受ける。

- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師に連絡する。
口をすすぎ、うがいをする。何も飲ませない。無理に吐かせない。
強制的に吐かせると、本製品が揮発性のために嘔吐物の一部が肺に入り
高熱が出て出血性肺炎を引き起こす危険性があるため、水などを飲ませ
て無理に吐かせてはいけない。
意識がない時は何も与えない。
気分が悪い時は、医師の診断、治療を受ける。
- 予想される急性症状及び遅発性症状 :
吸入 ; 咳、めまい、し眠、頭痛、吐き気、嘔吐
皮膚 ; 発赤、皮膚の脱脂・乾燥
眼 ; 発赤、痛み
経口摂取 ; 胃腸の刺激、吐き気、嘔吐、下痢、意識喪失
他の症状については「吸入」参照。
- 医師に対する特別注意事項 : 症状は遅れて発現することがあり、過剰にばく露したときは医学的
な経過観察が必要である。
必要に応じて有機溶剤用の防毒マスクを着用する。
火気に注意する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 本品は、引火性が高く、極めて燃焼しやすい。
粉末、二酸化炭素、泡（耐アルコール泡）、水噴霧
大火災の場合、空気を遮断できる泡消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 棒状放水（本品があふれ出し、火災を拡大するおそれがある。）
- 特有の危険有害性 : 引火性が極めて高い。
極めて燃え易いので、熱、火花、火炎で容易に発火する。
引火点(-9)以上では蒸気/空気の爆発性混合気体を生じることがある。
本製品の蒸気は空気より重く、地面あるいは床に沿って移動することが
あり、屋内、屋外、下水溝などでの遠距離引火の可能性が
加熱により容器が爆発するおそれがある。
火災によって刺激性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を遮断する。
火災周辺の設備、可燃物に散水し、火災延焼を防ぐ。
危険でなければ火災区域から容器を移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
大火災の場合、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて
消火する。これが不可能な場合には、その場所から避難し、
燃焼させておく。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 漏洩区域は、関係者以外の立入りを禁止する。
漏洩エリア内に立入る時は、保護具を着用する。
風上から作業し、ミスト、蒸気、ガスなどを吸入しない。
皮膚、眼など身体とのあらゆる接触を避ける。
蒸気が多量に発生する場合は、水噴霧し蒸気発生を抑える。
密閉された場所に立入る時は、事前に換気する。
- 環境に対する注意事項 : 河川、下水道、土壌に排出されないように注意する。
- 回収、中和 : 乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、密閉できる空容器に回収する。後で
廃棄処理する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて密閉できる
空容器に回収する。
大量の場合、散水は、蒸気濃度を低下させる。しかし、密閉された場所
では燃焼を抑えることが出来ないおそれがある。
- 封じ込め及び浄化の方法・機材 : 危険でなければ漏れを止める。
漏洩エリア内で稼働させる設備・機器類は接地する。
蒸気抑制泡は蒸気濃度を低下させるために用いる。
- 二次災害の防止策 : 事故の拡大防止を図るため、必要に応じて関係機関に通報する。
周辺の発火源を速やかに取除く。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い
技術的対策 : 裸火禁止、火花禁止、禁煙。強力な酸化剤との接触禁止。
引火点(-9)以上で使用する場合は、工程の密閉化および防爆型換気
装置を使用する。
ミスト、蒸気、ガスの発生を防止する。
指定数量以上の量を取扱う場合、法で定められた基準に満足する製造所、
貯蔵所、取扱所で行なう。

- 指定数量以上の危険物を貯蔵し、取り扱う場合は消防法に基づく許可が必要で、危険物貯蔵所に保管する。
指定数量の1/5以上、1未満（少量危険物）の場合も、少量危険物貯蔵所に保管し、法の規制を受け、最寄の消防署に届出を行う必要がある。
指定数量の1/5未満の危険物の貯蔵・取り扱いについては届出の必要はない。
- 炎、火花または高温体との接触を避ける。
静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
本製品を取り扱う場合、必ず保護具を着用する。
- 局所排気・全体換気 : 換気装置を設置し、局所排気又は全体換気を行なう。
蒸気は空気より重く、床に沿って移動することから、床面に沿って換気する。
- 安全取扱い注意事項 : すべての安全注意を読み理解するまで取扱わない。
屋外又は換気の良い場所でのみ使用する。
周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。
容器を転倒させ、落下させ、衝撃を加え、又は引きずるなどの取扱いをしてはならない。
この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
取扱い後はよく手を洗う。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
眼に入れないこと。
接触、吸入又は飲み込まないこと。
- 接触回避 : 炎、火花または高温体との接触を避ける。
- 保管 : 保管場所は壁、柱、床等を耐火構造とする。
保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けない。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設ける。
保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
- 保管条件 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管する。
直射日光や高温を避ける。
容器を密閉して換気の良い冷暗所に保管する。
一定の場所を定めて、施錠して保管する。
貯蔵する所には、「火気厳禁」の表示を行う。
貯蔵する所には、白地に赤枠、赤文字で「医薬用外劇物」の表示を行う。
混触危険物質、食料、飼料から離して保管する。
- 混触危険物質 : 酸化剤、無機酸
容器包装材料 : ガラスなど。
アクリル樹脂など多くのプラスチック、ゴムを侵す。

<参考> 容器包装材料の室温における耐薬品性（あくまでも目安、保証不可、実用試験確認必要）

【 :良好 :やや良好(条件による) :やや不良 x:不良 -:データなし 】

スチレングム× クロロプレンゴム(ネオプレン)× ニトリルゴム× ブチルゴム
天然ゴム× シリコンゴム× フッ素ゴム(バイトン、ダイエル)× テフロン
軟鋼 ステンレス(SUS304 SUS316) チタン アルミニウム 銅
軟質塩ビ× 硬質塩ビ× ポリスチレン× ABS× ポリエチレン× ポリプロピレン
ナイロン アセタール樹脂× アクリル樹脂× ポリカーボネート ガラス

8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 200ppm
許容濃度（ばく露限界値、生物学的ばく露指標）：
日本産衛学会（2016年版） 200ppm 590mg/m3
ACGIH（2016年版） TLV-TWA 200ppm
TLV-STEL 300ppm
- 設備対策 : 防爆の電気・換気・照明機器を使用する。
静電気放電に対する予防措置を講ずる。
この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
ミスト、蒸気、ガスが発生する場合、換気装置を設置する。
- 保護具
呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具（有機ガス用防毒マスク）を着用する。
手の保護具 : 保護手袋（ネオプレン製、シリコン製、ポリウレタン製など）を着用する。
眼の保護具 : 保護眼鏡（普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型）を着用する。
皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
取扱い後はよく手を洗う。
汚染された作業衣は作業場から出さないこと。

保護具は保護具点検表により定期的に点検する。

9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など : 無色～ほとんど無色透明の液体
臭い : 特異臭(芳香臭)
pH : 5.5 (30g/100mL、20)
融点 : -86
沸点 : 80
引火点 : -9 (密閉式)
爆発範囲 : 下限 1.8 vol%、 上限 11.55 vol%
蒸気圧 : 10.5 kPa (20)
蒸気密度(空気 = 1) : 2.41
20 での蒸気/空気混合
気体の相対密度(空気 = 1) : 1.1
比重 : 0.805 (20/4)
溶解度 : 水に溶けやすい(混和しやすい)(22.3g/100mL、20)。
エタノール、ジエチルエーテルに極めて溶けやすい。
多くの有機溶剤に溶ける(混和する)。
オクタノール/水分配係数 : log Pow = 0.29
自然発火温度 : 505
分解温度 : データなし
粘度 : 0.40 mPa・s (20)

GHS分類

引火性液体 : 本品は、引火点<23、沸点>35 であり、またUNRTDG クラス3 P G II に分類されていることから、区分2とした。
引火性の高い液体および蒸気(区分2)
自然発火性液体 : 本品の発火点が505 である(ICSC(J)(1998))ことから、区分外とした。
自己発熱性化学品 : 本品は、UNRTDG クラス3 P G II に分類されていることから、区分外とした。
金属腐食性物質 : 本品は、UNRTDG クラス3 に分類されていることから、区分外とした。

10. 安定性及び反応性

安定性 : 通常の取扱条件において安定である。
揮発性がある。
危険有害反応可能性 : 強酸化剤と混触すると激しく反応して発火、爆発することがある。
無機酸と混触すると激しく反応し、火災や爆発の危険をもたらす。
蒸気は空気より重く、低い所に滞留して爆発性混合ガスをつくりやすい。
アクリル樹脂、ポリスチレン樹脂などのプラスチックを侵す。
避けるべき条件 : 日光、熱
混触危険物質 : 強酸化剤(硝酸塩、塩素酸塩、過氧化物、過塩素酸塩など)、
無機酸
危険有害な分解生成物 : 加熱分解により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

急性毒性 : 経口 ラット LD50 = 5520mg/kg (EHC 143 (1992)、ACGIH (7th, 2001)、PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)、ATSDR (1992))、
2737mg/kg (PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)、ATSDR (1992))、
2483mg/kg (PATTY (4th, 1994))および
2884mg/kg (PATTY (4th, 1994))
に基づき、区分5とした(国連GHS分類)。
ただし、JIS分類では区分外である。
飲み込むと有害のおそれ(経口)(区分5)
経皮 ウサギ LD50 > 5000mg/kg (PATTY (4th, 1994))
LD50 > 8000mg/kg (EHC 143 (1992)) から区分外とした。
吸入(蒸気) ラット LC50 11700ppm/4H (EHC 143 (1992)、
PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)、ATSDR (1992))
に基づき、区分5とした(国連GHS分類)。
ただし、JIS分類では区分外である。
吸入すると有害のおそれ(蒸気)(区分5)
吸入(ミスト) データがないため分類できない。
皮膚腐食性・刺激性 : ヒトの皮膚に暴露しても刺激性はみられなかったとの記述(EHC 143 (1992)、DFGOTvol.12 (1999)、PATTY (4th, 1994)および
ATSDR (1992))、ウサギでの皮膚適用試験で軽度または中等度の
刺激性がみられたとの記述(EHC 143 (1992)、DFGOTvol.12 (1999)、
PATTY (4th, 1994)およびATSDR (1992))から区分2とした。
皮膚刺激(区分2)
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 : ヒトの蒸気ばく露例で眼に刺激性がみられたとの記述
(ACGIH (7th, 2001)、DFGOTvol.12 (1999)、PATTY (4th, 1994)および

	IRIS (2003)、及びウサギを用いた眼刺激性試験で24時間後の評点の平均値は角膜混濁2.5、結膜発赤2であったが、7日以内にほぼ回復していた (ECETOC TR48 (1992))。以上のことから区分2 Bとした。 眼刺激 (区分2B)
呼吸器感作性	: 情報なし
皮膚感作性	: 同じ元文献に基づく接触皮膚炎のみられた1症例の記述 (EHC 143 (1992)、DFGOT vol.12 (1999)) があるものの、他に症例報告はなく、Mouse Ear Swelling Testで陰性の記述があることから、分類できないとした。
生殖細胞変異原性	: データ不足のため分類できない。 ほ乳類赤血球を用いる小核試験で陰性の結果 (EHC 143 (1992)、DFGOT vol.12 (1999)) がある。
発がん性	: データ不足のため分類できない。 EPAでI (inadequate) (IRIS (2003)) に分類されている。
生殖毒性	: データ不足のため分類できない。 ラットでの吸入ばく露による催奇形性試験では胎児に奇形が認められたとの記述 (EHC 143 (1992)、DFGOT vol.12 (1999)) があるが、再試験では化骨遅延・変異がみられたものの奇形は認められていない (EHC 143 (1992)、ACGIH (2001)) こと、さらにマウスでの吸入ばく露による催奇形性試験でも仔動物の体重低値と変異がみられたものの奇形は認められていないこと (EHC 143 (1992)、ACGIH (2001)) から、いずれも最小限な影響である。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露)	: ヒトでの吸入ばく露による試験では中枢神経系への影響はみられなかったとの記述 (EHC 143 (1992)、DFGOT vol.12 (1999)) や、time estimation testの結果では対照群との間に統計学的に有意な差はなかったとの記述 (EHC 143 (1992)、PATTY (4th, 1994)) がある。 一方、ラット又はマウスの吸入ばく露試験では比較的低濃度で中枢神経系に影響が認められている (EHC 143 (1992)、PATTY (4th, 1994)) ことから、標的臓器は中枢神経系と判断される。また、ラットでの中等用量の経口投与で腎臓に影響がみられたとの記述 (DFGOT vol.12 (1999)、IRIS (2003)) から、腎臓も標的臓器と判断される。 ヒト吸入ばく露例に気道刺激性がみられたとの記述 (ACGIH (7th, 2001)、DFGOT vol.12 (1999)、PATTY (4th, 1994)、IRIS (2003)) および ATSDR (1992)) がある。 中枢神経系の障害 (区分1) 腎臓の障害のおそれ (区分2) 呼吸器への刺激のおそれ (区分3)
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露)	: ヒト職業ばく露例に手及び腕の感覚麻痺がみられたとの記述 (EHC 143 (1992)、DFGOT vol.12 (1999)) および IRIS (2003))、職業ばく露例での中枢神経障害を示唆する記述 (DFGOT vol.12 (1999)、IRIS (2003))、ならびに中枢神経系に影響がみられた3症例についての記述 (IRIS (2003)) から、標的臓器は中枢神経系及び末梢神経系と考えられる。 長期又は反復ばく露による中枢神経系、末梢神経系の障害 (区分1)
吸引性呼吸器有害性	: 3以上13を超えない炭素原子で構成された一級のノルマルアルコール；13を超えない炭素原子で構成されたイソブチルアルコールおよびケトンに相当することから、区分2とした。 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ (区分2)

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	: 魚類 ヒメダカ LC50 > 100mg/L/96H (環境省生態影響試験 (1996)) から区分外とした。
水生環境慢性有害性	: 難水溶性でなく (水溶解度=223g/L、20) (PHYSPROP Database)、急性毒性が低いため、区分外とした。
オゾン層への有害性	: 本品はモントリオール議定書の附属書にリストアップされていないため、分類できないとした。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 関連法規ならびに地方自治体の基準に従って廃棄する。 都道府県知事などの許可 (収集運搬業許可、処分業許可) を受けた産業廃棄物処理業者に、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) を交付して廃棄物処理を委託する。 廃棄物の処理にあたっては、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する 必要に応じて、廃棄の前に可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。 本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することは避ける。 (参考) (1) 燃焼法 可燃性の溶剤等と共に噴霧するか、又はケイソウ土、木粉 (おが屑) 等に吸収させて、アフターバーナー及びスクラバー付き焼却炉の火室
-------	--

で焼却する。
 (2)活性汚泥法
 生分解性があるので、活性汚泥処理が可能である。
 汚染容器及び包装 : 内容物により汚染された容器及び包装材は、関連法規の基準に従って適切に処分する。
 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。

14. 輸送上の注意

緊急時応急処置指針番号 : 127

国際規制

海上規制情報 (IMO/IMDGコードの規定に従う)

UN No. : 1193
 Proper Shipping Name : ETHYL METHYL KETONE
 Class : 3 (引火性液体)
 Sub risk : -
 Packing Group : II
 Marine Pollutant : No (非該当)
 Limited Quantity : 1L

航空規制情報 (ICAO-TI/IATA-DGRの規定に従う)

UN No. : 1193
 Proper Shipping Name : Ethyl methyl ketone
 Class : 3
 Sub risk : -
 Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 (消防法、毒劇法、道路法の規定に従う)

海上規制情報 (船舶安全法/危険物船舶輸送及び貯蔵規則/船舶による危険物の運送基準等を定める告示に従う)

国連番号 : 1193
 品名 : エチルメチルケトン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 容器等級 : II
 海洋汚染物質 : 非該当
 少量危険物許容量 : 1L

航空規制情報 (航空法/航空法施行規則/航空機による爆発物等の輸送基準を定める告示に従う)

国連番号 : 1193
 品名 : エチルメチルケトン
 クラス : 3
 副次危険 : -
 等級 : II
 少量輸送許容物件 : 1L

特別の安全対策

: 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。
 危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
 必要に応じ移送時にイエローカードを運搬人に保持させる。

15. 適用法令

労働安全衛生法 : 名称等を通知すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第570号「メチルエチルケトン」、
 対象重量%は 1)
 名称等を表示すべき危険物及び有害物
 (政令番号 第570号「メチルエチルケトン」、
 対象重量%は 1)
 (別表第9)
 危険物・引火性の物 (施行令別表第1第4号)
 第2種有機溶剤等
 (施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
 作業環境測定基準、作業環境評価基準
 化審法 : 優先評価化学物質 No.115 (官報公示日: 2012/12/21)
 「メチルエチルケトン」
 優先評価化学物質の評価対象: 人健康影響
 毒物及び劇物取締法 : 劇物「メチルエチルケトン」(指定令第2条第98の8号)、

消防法	: 包装等級 危険物第4類引火性液体、第一石油類非水溶性、指定数量200L 危険等級（法第2条第7項危険物別表第1）
道路法	: 車両の水底トンネルの通行制限「劇物」（施行令第19条の13）
化学物質管理促進法（PRTR法）	: 非該当
船舶安全法	: 引火性液体類（危規則第2, 3条危険物告示別表第1）
航空法	: 引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）
海洋汚染防止法	: 有害液体物質 Z類物質（施行令別表第1）
水質汚濁防止法	: 生活環境項目（施行令第3条第1項） 「生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量」 〔排水基準〕160mg/L以下（日間平均 120mg/L以下） （注）排水基準に別途、条例等による上乗せ基準がある場合はそれに従うこと。
麻薬向精神薬取締法	: 麻薬向精神薬原料 ・業とする場合 50%を超えるメチルエチルケトンを輸出（輸入）する場合、地方厚生（支）局長に業の届出が必要。 50%以下のものを輸出（輸入）する場合、業の届出は不要。 ・業としない場合 160kgを超えるメチルエチルケトンを輸出（輸入）する場合、地方厚生（支）局長にその都度の届出が必要。 ただし、160kgを超えても50%以下のメチルエチルケトン（メチルエチルケトン）を輸出（輸入）する場合、その都度の届出は不要。 160kg以下のものを輸出（輸入）する場合、その都度の届出は不要。
輸出貿易管理令	: 輸出承認品目別表第2 No.21-3 「麻薬及び向精神薬取締法第二条第七号に規定する麻薬向精神薬原料その他の麻薬又向精神薬の原材料となる化学物質として経済産業省令で定めるもの」 「メチルエチルケトン」を50重量%を超えて含有する物」 少額特例あり（契約額が30万円以下の場合）。 キャッチオール規制（別表第1の16項） 第29類 有機化学品 HSコード（輸出統計品目番号、2017年4月1日版）：2914.12-000 「ブタノン（メチルエチルケトン）」

16. その他の情報

（注）本品を試験研究用以外には使用しないで下さい。

取扱注意事項：

本製品の取扱いは毒物劇物取締法の規定に従い、購入、保管、使用及び廃棄には細心の注意を払うこと。毒物劇物取扱等の責任者は、必要に応じ取扱う者に対し労働安全衛生、漏洩防止、緊急時の対応、環境影響、使用記録、保管庫施設、紛失盗難防止などについて教育、訓練を実施し、事故の予防に努めること。

参考文献：

化学物質管理促進法PRTR・MSDS対象物質全データ	化学工業日報社
労働安全衛生法MSDS対象物質全データ	化学工業日報社(2007)
化学物質の危険・有害便覧	中央労働災害防止協会編
化学大辞典	共同出版
安衛法化学物質	化学工業日報社
産業中毒便覧(増補版)	医歯薬出版
化学物質安全性データブック	オーム社
公害と毒・危険物(総論編、無機編、有機編)	三共出版
化学物質の危険・有害性便覧	労働省安全衛生部監修
Registry of Toxic Effects of Chemical Substances NIOSH CD-ROM	
GHS分類結果データベース	nite(独立行政法人 製品評価技術基盤機構) HP
GHSモデルMSDS情報	中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター HP

このデータは作成の時点においての見解によるものですが、必ずしも十分ではありませんし、何ら保証をなすものではありませんので、取扱いには十分注意して下さい。なお、この安全データシート(SDS)はJIS Z 7253:2012に準じ作成しています。